# 第6章 方法書についての意見と事業者の見解

## 6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

### 6.1.1 方法書の公告及び縦覧

#### 1. 方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 か月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

**(1)公告の日**

令和 6 年 3 月 29 日（金）

**(2)公告の方法**

**① 日刊新聞紙による公告**

令和 6 年 3 月 29 日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・東奥日報（朝刊）
・デーリー東北（朝刊）

**② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ**

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報さんのへ
・広報しんごう
・広報たっこ
・広報とわだ

**③ インターネットによるお知らせ**

以下のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・日本風力エネルギー株式会社ウェブサイト
・青森県ウェブサイト
・十和田市ウェブサイト

**④ ケーブルテレビによるお知らせ**

・田子町ケーブルテレビに「お知らせ」を掲載した。

**(3)縦覧場所**

地方公共団体庁舎 6 か所、コミュニティセンター1 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

**① 地方公共団体庁舎**

・三戸町役場まちづくり推進課　　：青森県三戸郡三戸町在府小路町 43
・三戸町斗川支所　　：青森県三戸郡三戸町斗内清水田 14

・三戸町猿辺支所　　：青森県三戸郡三戸町貝守北向下田 32
・新郷村役場農林課　　：青森県三戸郡新郷村戸来風呂前 10
・田子町役場 2 階談話室　　：青森県三戸郡田子町田子天神堂平 81
・十和田市役所本館 3 階政策財政課：青森県十和田市西十二番町 6-1

② コミュニティセンター

・十和田市西コミュニティセンター：青森県十和田市奥瀬中平 70-3

③ インターネットの利用

日本風力エネルギー株式会社ウェブサイトに方法書の内容を掲載した。

(4)縦覧期間

令和 6 年 3 月 29 日（金）から令和 6 年 4 月 30 日（火）までとした。

※令和 6 年 5 月 1 日（水）から令和 6 年 5 月 14 日（火）までの意見書提出期間も引き続き閲覧可能な状態とした。

自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁時とし、コミュニティセンターは当該コミュニティセンター開館時とした。インターネットは常時アクセス可能とした。

(5)縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 4 名であった。

（内訳）

・三戸町役場まちづくり推進課　　0 名
・三戸町斗川支所　　0 名
・三戸町猿辺支所　　0 名
・新郷村役場農林課　　0 名
・田子町役場 2 階談話室　　1 名
・十和田市役所本館 3 階政策財政課　2 名
・十和田市西コミュニティセンター　1 名

（参考）

・インターネットによる閲覧 379 件（令和 6 年 5 月 14 日まで）

## 2. 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

令和 6 年 3 月 29 日（金）

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

＜三戸町＞

・開催日時：令和 6 年 4 月 11 日（木）18 時 30 分から

・開催場所：三戸町杉沢ふるさと会館（青森県三戸郡三戸町大字貝守字杉沢向平 57-2）

・来場者数：6 名

＜新郷村＞

・開催日時：令和 6 年 4 月 12 日（金）13 時 30 分から

・開催場所：新郷村都市農村交流センター（美郷館）
（青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前 10）

・来場者数：4 名

＜田子町＞

・開催日時：令和 6 年 4 月 12 日（金）18 時 30 分から

・開催場所：田子町立中央公民館（青森県三戸郡田子町田子柏木田 169）

・来場者数：14 名

＜十和田市＞

・開催日時：令和 6 年 4 月 13 日（土）10 時 00 分から

・開催場所：十和田市西コミュニティセンター（青森県十和田市大字奥瀬字中平 70-3）

・来場者数：9 名

## 3. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1)意見書の提出期間

令和 6 年 3 月 29 日（金）から令和 6 年 5 月 14 日（火）までの間

（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

### (2)意見書の提出方法

①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

②日本風力エネルギー株式会社への郵送による書面の提出

### (3)意見書の提出状況

意見書の提出は 3 通、意見総数は 10 件であった。

## 6.1.2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づく方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表 6.1-1 のとおりである。

**表 6.1-1(1)　方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解**

**（意見書 1）**

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|---|---|---|
| 1 | （仮）三戸風力発電事業の実施地域についてですが、コウモリの希少種が存在し、クマタカ、イヌワシなどの希少もうきん類生息地に近く、ハチクマ、コハクチョウの渡りルートであり、重要野鳥生息地であり、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域であり、ふるさと森と川と海保全地域であり保安林がある場所です。<br>バードストライクが起こることがわかっている風車をなぜこの場所に建てるのですか？ | 対象事業実施区域及びその周囲において、希少なコウモリ類やクマタカ、イヌワシを含めた希少猛禽類の生息、コハクチョウといった渡り鳥の渡りルートが存在する可能性を踏まえ、方法書に記載したとおりコウモリ類及び希少猛禽類の生息状況、渡り鳥の飛翔ルートを把握するための調査を実施いたしました。「ふるさと森と川と海保全地域」、「保安林」につきましては、関係機関と協議の上環境影響を回避又は極力低減できるように努めてまいります。<br>この場所は風況が良く、また風力発電に必要なインフラが整った場所であるため選定いたしました。現地調査の結果を踏まえ、生態系上位性種であるクマタカをはじめとした各種鳥類に対する影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたしました。<br>準備書「第 10 章 10.1.4 動物」に鳥類の予測、環境保全措置を記載いたしました。 |

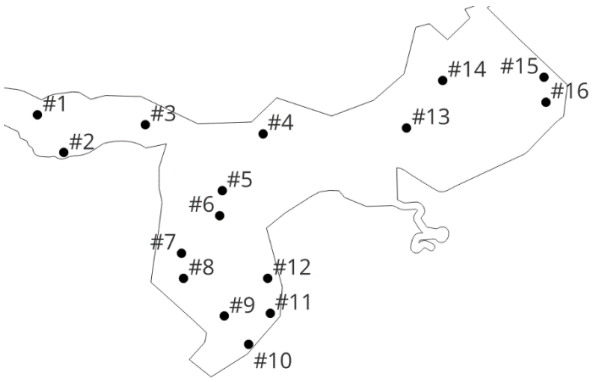
## 表 6.1-1(2)　方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

（意見書 2）

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|---|---|---|
| 2 | 人の勝手な価値観でこれ以上地球環境をこわさないでほしい。 | 地球環境の保全は、温暖化防止も重要なテーマのひとつと考えております。再生可能エネルギーを活用し二酸化炭素の排出量を削減することのできる風力発電は、地球環境の保全にも貢献できる側面を持っております。また、特定の発電方式に偏ることなく複数の方法で発電することは、エネルギーミックスの観点からも重要と考えております。<br>一方、風力発電機の設置に伴い土地の改変を行いますので、環境影響に配慮し改変面積を極力少なくなるような事業計画にするように努めてまいります。 |
| 3 | いくらエネルギーだとか言って、今の価値が変われば風力発電も止めるのでしょう？　残されたモノは？ | 科学技術の発展により、将来、風力発電より効率的、かつ環境保全にも有益な発電方法が発明され、既に設置した風力発電施設が不要になるような事態も仮定の話としてはあり得ます。<br>運転開始後、設置した風力発電機等の撤去費用は積み立てます。風力発電機を撤去する必要が生じた場合であっても、そのまま放置するようなことはございません。 |
| 4 | 今ある自然を自然のままに。<br>お金という価値と、これから生まれてくる子供たちに自然を残すのがどっちが大事なのかを考えてください。 | 人が生活するうえで電気は必要不可欠な存在となっています。二酸化炭素の排出量削減、エネルギーミックス、さらに輸入に頼らないエネルギーとして、風力発電の活用はエネルギー安全保障の観点からも重要と考えております。<br>将来の子供たちのために自然を残すことはもちろん重要ですが、その子供たちが安定した生活ができるように電力の供給体制を整えることも同様に重要と考えております。<br>どのような発電方法であってもそれぞれ長所短所があり、自然に対して何らかの負荷をかけますが、今後、環境影響調査を実施し、自然に配慮した事業になるように計画してまいります。 |

## 表 6.1-1(3)　方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

（意見書 3）

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|---|---|---|
| 5 | 生態系の撹乱、土砂災害、景観破壊の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。<br><br>■風車番号<br>風車番号が付けられていません。意見書を書くために必要ですから暫定でも結構です、付けてください。本意見書では西から東に向かって付けた以下の風車番号を用います。<br>#1 N40° 24’33″ E141° 00’44″<br>#2 N40° 24’21″ E141° 00’55″<br>（標準点 523m の近く）<br>#3 N40° 24’30″ E141° 01’29″<br>#4 N40° 24’27″ E141° 02’18″<br>#5 N40° 24’09″ E141° 02’01″<br>（標準点 500m の近く）<br>#6 N40° 24’01″ E141° 01’60″<br>#7 N40° 23’49″ E141° 01’44″<br>#8 N40° 23’41″ E141° 01’45″<br>（標準点 557m の近く）<br>#9 N40° 23’29″ E141° 02’02″<br>#10 N40° 23’20″ E141° 02’12″<br>#11 N40° 23’30″ E141° 02’21″<br>#12 N40° 23’41″ E141° 02’20″<br>#13 N40° 23’28″ E141° 03’18″<br>#14 N40° 24’44″ E141° 03’33″<br>#15 N40° 24’45″ E141° 04’16″<br>#16 N40° 24’37″ E141° 04’16″ | いただいたご意見を踏まえ、ご懸念を払拭できるよう、影響を回避又は極力低減できるような事業となるよう検討いたします。<br><br>方法書段階での風車番号の位置は下記のとおりです。<br><br><br>【準備書における対応】準備書「第 2 章　2.3　対象事業の内容」に風力発電機の位置と風車番号を記載たしました。 |
| 6 | ■ツキノワグマ<br>2016 年に十和利山山麓でツキノワグマの襲撃による死亡事故が起きました 1)。<br><br>対象事業実施区域とその周辺はツキノワグマのすみかです。そこに風車を多数設置することは、彼らの生活を撹乱することです。特に、低周波音や超低周波音に対する彼らの反応は解明されていません。<br><br>海外では哺乳類の風車の忌避(displacement)が報告されています 2)。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上､オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ツキノワグマの場合はどうなのでしょうか。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのことです。もし、ツキノワグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を撹乱しているといえます。<br><br>また、対象事業実施区域は緑の回廊と近接しています。緑の回廊はツキノワグマなどの大型哺乳類が自由に移動するために設けられたものです。<br><br>対象事業実施区域周辺にはすでに 18 機の風車が稼働しています。今後本事業を含めて 103 機が設置される計画です。ますますツキノワグマの生息地が奪われて、ふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。 | 現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲におけるツキノワグマの生息状況を把握いたしました。その結果、足跡や糞、爪痕、熊棚が確認され、「準備書 10.1.4 章 動物」に記載いたしました。<br>緑の回廊については、対象事業実施区域には含まれず、改変する予定もございません。<br>クマと風力発電施設との関係性については、国内外での最新の知見の収集に努めておりますが、不明な点も多いと考えております。本事業においては、改変面積を可能な限り削減することで、ツキノワグマの生息環境である樹林環境がより多く残存する計画といたしました。 |

（表は前ページの続き）

| | | |
|---|---|---|
| | ツキノワグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についてのエビデンスが十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。<br><br>1）十和利山熊襲撃事件<br>https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8D%81%E5%92%8C%E5%88%A9%E5%B1%B1%E7%86%8A%E8%A5%B2%E6%92%83%E4%BA%8B%E4%BB%B6<br><br>2)「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題（平成 31 年 3 月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会 | |
| 7 | ■保護樹帯の天然林<br>風車#1～#13 は国有林内に設置される予定です。スギ、カラマツの植林を囲むように樹齢 100 年を超えるブナ、ミズナラの天然林が残されています。これらの天然林を切らないでください。これらの天然林は風害や土砂災害から人工林を守るために伐採せずに残されたものです。<br><br>特に下記の風車は保護樹帯にあります。<br>#7,#8 594_林班_ほ<br>#10,#11 588_林班_る | 保護樹帯に該当する林分については極力改変を最小化させるよう検討してまいります。また、国有林となるため、改変場所等については影響が小さくなるよう関係機関と協議しながら、適切に事業計画を検討してまいります。 |
| 8 | ■地すべり地形<br>対象事業実施区域には地すべり地形が広く分布しています 3)。風車#9,#13 は地すべりの冠頂部に設置されます。これらの場所の樹木を伐採したり、土地を改変しないでください。危険です。<br><br>3)防災科学研究所 地すべり地形分布図<br>https://www.j-shis.bosai.go.jp/landslidemap | 地すべり地形については、防災上の観点から関係機関と十分に協議いたします。 |
| 9 | ■遷急線<br>風車#2,#4,#9,#11,#12,#13 は遷急線の近くに設置されます。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。これらの場所の樹木を伐採したり、土地を改変しないでください。危険です。 | 遷急線付近の改変に当たっては、関係機関と十分に協議し、防災上必要な対策を講じるなど安全に配慮した計画といたします。 |
| 10 | ■景観<br>五戸川沿いの畦畔林の景観を大きく損なう可能性があります。この一帯は保健保安林に指定されています。 | 五戸川沿いに位置する保健保安林については、本事業による改変は行わない事業計画としております。眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。 |

## 6.2 方法書についての青森県知事意見及び事業者の見解

方法書に対する青森県知事意見と事業者の見解は表 6.2-1 のとおりである。

**表 6.2-1　方法書に対する青森県知事意見と事業者の見解**

| 青森県知事の意見 | 事業者の対応 |
|---|---|
| 1．総論<br>（1）事業計画の検討及び見直し<br>本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。<br>風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。<br>事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。 | 本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定いたしました。<br>風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性を最優先するのではなく、実施可能な範囲内で環境影響の回避又は低減を検討し、その検討過程を準備書に記載いたしました。<br>事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行います。<br>【準備書における対応】準備書「第 2 章 2.2 環境影響評価方法書以降の対象事業実施区域の変更の理由」に検討過程を記載いたしました。 |
| （2）環境保全措置<br>環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。 | 環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたしました。<br>【準備書における対応】準備書「第 10 章環境影響評価の結果」に環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価並びに環境保全措置を記載いたしました。 |
| （3）累積的な影響<br>対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。 | 他事業の情報収集に努め、情報が入手できた情報をもとに本事業との累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を行いました。<br>【準備書における対応】準備書「第 10 章環境影響評価の結果」に騒音、超低周波音、動物及び景観について累積的な影響を記載いたしました。 |
| （4）関係機関等との連携及び地域住民等への説明<br>事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。<br>また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。 | 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえ、適切に対応いたしました。<br>また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行います。 |
| 2．各論<br>（1）動物<br>ア　対象事業実施区域及びその周辺では、モリアブラコウモリ、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ等の生息が確認されており、施設の稼働により、これらのコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。 | 専門家の選定は、各項目における査読付きの論文を発表されている等、公に認められる実績をお持ちの方を選定しております。この観点から当該地域に精通している専門家は限られており、地元で複数の選定は難しい面があります。コウモリ類に精通している専門家について、可能な範囲で意見聴取に努め、ヒアリング結果を準備書 8 章へ掲載いたしました。 |
| イ　対象事業実施区域及びその周辺は、ガン・ハクチョウ類の移動経路となっているほか、カモ類等の飛来が確認されており、施設の稼働により、これらの鳥類に | コウモリ類と同様、当該地域に精通している専門家は限られており、地元で複数の選定は難しい面があります。鳥類に精通している専門家について、可能な範囲で |

（表は前ページの続き）

| | |
|---|---|
| バードストライク等の影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。<br>また、対象事業実施区域周辺は、渡り鳥の夜間の移動経路となっている可能性があることから、夜間の渡りの状況を適切に把握するため、レーダー調査を実施すること。 | 意見聴取に努め、ヒアリング結果を準備書 8 章へ掲載いたしました。<br>レーダー調査結果について、参考として資料編へお示しいたしました。 |
| ウ 動物の調査について、多種多様な動植物の生息・生育環境となっている自然植生に調査地点が設定されておらず、動物の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、調査地点を追加すること。 | 動物の生息状況を適正に把握するため調査地点の見直しを行い、安全にアクセスできるかを考慮した上で必要に応じ調査地点を追加いたしました。 |
| エ コウモリ類の調査について、風力発電設備が集中する対象事業実施区域南側に調査地点が設定されておらず、コウモリ類の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、調査地点を追加すること。 | コウモリ類の生息状況を適正に把握するため調査地点の見直しを行い、安全にアクセスできるかを考慮したうえで必要に応じ調査地点を追加いたしました。 |
| オ 鳥類の調査について、ＩＣレコーダーによる録音調査は春季の 1 回としているが、夏鳥であるヨタカの生息状況を把握できないおそれがあることから、初夏にも調査を実施すること。 | ご意見を踏まえ、初夏にも調査を実施いたしました。その結果は、準備 10.1.4 章 動物に掲載いたしました。 |
| カ 希少猛禽類の調査について、対象事業実施区域外の北側及び北東側に調査地点が設定されておらず、当該猛禽類の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、調査地点を追加すること。 | 希少猛禽類の調査地点は、対象事業実施区域外の北側及び北東側を含め当該猛禽類の生息状況を十分に把握するため、安全にアクセスできるかを考慮した上で必要に応じ調査地点の追加いたしました。 |
| キ 魚類の調査について、秋に遡上する魚類もいることから、春季及び夏季に加え、秋季にも調査を実施すること。 | ご意見を踏まえ、秋季にも調査を実施いたしました。その結果は、「準備書 10.1.4 章 動物」に掲載いたしました。 |
| （2）植物<br>ア 対象事業実施区域には、自然度の高いチシマザサーブナ群団及びジュウモンジシダーサワグルミ群集の植生が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。 | 現地調査により確認された、自然度の高いチシマザサーブナ群落及びサワグルミ群落について、これらの植生エリアの樹木の伐採や土地の改変を回避又は極力低減できる事業計画といたしました。 |
| イ 植物の調査について、踏査ルートが改変区域の全域に及んでおらず、植物相を十分に把握できないおそれがあることから、風力発電設備の設置場所や道路の敷設箇所など改変区域を網羅するよう踏査ルートを設定すること。 | 既存林道の情報等を基に踏査ルート案を作成しておりましたが、現地調査に当たっては風力発電設備の設置場所や道路の敷設箇所等改変区域を網羅するよう踏査ルートを設定いたしました。<br>踏査ルートは、「準備書 10.1.5 章 植物」に掲載いたしました。 |
| （3）生態系<br>対象事業実施区域には、ふるさとの森と川と海保全地域が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、森林生態系や動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域から当該保全地域を除外すること。 | ふるさとの森と川と海保全地域（以下、「保全地域」）の重要性に鑑み、配慮書段階で計画していた北側部分の保全地域を大幅に削減するなどの配慮を行いました。<br>保全地域全域を対象事業実施区域から除外するのは困難ですが、現地調査の結果を踏まえ、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、森林生態系や動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあるエリアを特定し、そのエリアの改変を回避できるような事業計画といたしました。 |
| （4）景観<br>ア 対象事業実施区域周辺には、十和田山、十和利山、迷ヶ平、大黒森等の主要な眺望点が存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。 | 現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込み角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、「第 10 章環境影響評価の結果 10.1.7 景観」に記載いたしました。 |
| イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木 | 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の |

（表は前ページの続き）

| | |
|---|---|
| の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。 | 繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定いたしました。 |
| （5）人と自然との触れ合いの活動の場<br>対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場であるミズバショウの群生地及び間木ノ平グリーンパークが存在しており、風力発電設備の設置や施設の稼働により、これらの活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの活動の場の利用状況等を把握した上で、適切な手法により予測及び評価を行うこと。 | 対象事業実施区域の周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、各地点の利用状況等を把握するとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響について予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行い、「第 10 章環境影響評価の結果　10.1.8　人と自然との触れ合いの活動の場」に記載いたしました。 |
| （6）その他<br>ア　対象事業実施区域には、水源かん養保安林及び保健保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域からこれらの保安林を除外すること。<br>また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分配慮すること。 | 水源かん養保安林及び保健保安林の重要性は十分に認識しておりますが、伐採面積を極力少なくすることで保安林の機能低下を最小限に抑えるなどして、森林法並びに再エネ特措法等の関連法令に照らし、適切に対応してまいります。 |
| イ　風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにした上で、周辺環境に及ぼす影響を予測及び評価すること。 | 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにした上で、周辺環境に及ぼす影響を予測及び評価いたしました。 |

(白紙のページ)